

(4)車両通学及び学校構内駐車場利用内規

車両通学内規

(目的)

第1条 本内規は、金沢学院大学学生規則並びに金沢学院短期大学学生規則の第29条に基づき、金沢学院大学学生・金沢学院短期大学学生・大学院生等（以下「学生」という。）の自動車及びバイク、自転車の通学（以下「車両通学」という。）と学校構内の駐車に係る取り扱いについて必要な事項を定める。

(車両通学届の提出)

第2条 車両通学を希望する学生は、学内ポータルサイト Campusmate などによる通知に従って、「車両通学届」を提出しなければならない。

(車両通学の条件)

第3条 車両通学における条件を次の通り定める。

【自動車】

- ・交通法規・ルールを厳守すること
- ・対人補償保険金額が「無制限」、対物補償保険金額「3,000万円以上」を条件とした任意保険に加入していること
- ・学校への登録をしており、違法改造していない車両であること

【バイク】

- ・交通法規・ルールを厳守すること
- ・自賠責保険に加入していること
- ・学校への登録をしており、違法改造していない車両であること

【自転車】

- ・交通法規・ルールを厳守すること
- ・自転車損害賠償保険に加入していること（金沢市の条例）
- ・学校への登録をしており、違法改造していない車両であること

学校構内駐車場利用内規

(自動車通学)

第1条 学校構内への駐車を希望する学生は、学内ポータルサイト Campusmate などによる通知に従って、「車両通学届」を提出しなければならない。

第2条 全学学生委員長は学校構内への駐車を希望する学生について、全学学生委員会に諮り「学校構内駐車許可証」を発行する。

(学校構内駐車許可証の選考条件)

第3条 学校構内駐車許可証の選考条件を次の各号の通り定める。

- (1) 本学の学生で、原則2年生以上であること
- (2) 対人補償保険金額が「無制限」、対物補償保険金額「3,000万円以上」を条件とした任意保険に加入していること
- (3) 車種の登録をしており、違法改造していない車両であること
- (4) 本学の指定する交通安全講習会を受講していること
- (5) 本学が定める構内交通ルールに違反した場合や大学近辺において無断駐車・違法駐車等による迷惑行為を行い本学の名誉を傷つけた学生には、学校構内駐車許可証を発行しない。また、すでに学校構内駐車許可証を受けている場合は、その許可証を返還しなければならない。

(許可の期間)

第4条 許可の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 冬期間には、自動車通学を一定期間または臨時に禁止する場合がある。また、冬用タイヤを必ず装着すること。

(駐車登録料)

第5条 学校構内駐車許可証を交付された学生は駐車登録料として年間10,000円または半期5,000円を納入しなければならない。

2 個人の都合で途中解約した場合や大学側から許可の取り消しがあった場合、登録料の返金はしない。

(申し込み手続き)

第6条 「車両通学届」提出者で学校構内への駐車を希望する学生の中から、第3条の(1)~(5)号の選考条件を満たしたとき現住所の遠方者から優先的に選考される。

2 選考された学生は、学生部からの指示に従い所定の申請書を学長に提出し、駐車許可証の交付を受ける。

(学校構内駐車許可証の提示)

第7条 学校構内駐車許可証を提示して入構しなければならない。また、駐車中は外から視認できるように許可証を提示し指定された場所に駐車しなければならない。

(臨時駐車許可証の発行)

第8条 特別な理由により自動車で通学した学生は、学生部に申し出て臨時駐車許可証を申請することができる。

事由によって、特別に許可が与えられることがある。

(バイク通学)

第9条 バイクで通学する(以下、「バイク通学」という。)学生は、学内ポータルサイト Campusmate などによる通知に従って、「車両通学届」に必要事項を記入し、学生部の指示に従って発行された登録シールをバイクの所定の位置に貼付しなければならない。

2 登録時には、免許証、自賠責のコピーを持参しなければならない。

3 路面の積雪時や凍結時には、バイク通学を禁止する。

(事故発生時の措置)

第10条 自動車(バイクを含む)運転及び同乗者に関わる事故が発生した場合、負傷者の救護、道路における危険防止、警察への通報等必要な措置を講じたうえで、発生場所の学内外を問わず直ちに担当教員と学生部に報告をしなければならない。

2 日時・場所、事故の内容、事故の程度、傷害の有無、搬送先病院などとともに、事故証明書を添付し報告しなければならない。

3 事故の発生場所の学内外を問わず、本学は一切の責任を負わない。

(違反者の処罰)

第11条 違反者は本学が定める懲戒規則によって処罰される。

2 また、学校構内での違法駐車、警備員の指導に対する違反行為、近隣地域及び公道での迷惑駐車等を犯した学生は、その程度によって処罰される。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、全学学生委員会で行う。

附 則

この内規は、平成29年2月28日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

この内規は、令和2年3月2日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

この内規は、令和3年3月17日に改正し、令和3年4月1日から施行する。